

大玉村公告第 150 号

令和5年7月14日

大玉村長 押山利一

入札（見積）執行調書の公表について

大玉村指名競争入札及び随意契約に係る情報の公表に関する要綱の規定に基づき、令和5年度広葉樹林再生事業（事前調査）の入札（見積）結果を別紙のとおり公表する。

入札（見積）執行調書

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 指名理由、随意契約とする理由については、裏面のとおり。

指名理由

番号	表 示 項 目	選 定 理 由
1	特殊工法	工法が特殊であるため、特殊な設備又は技術を有する者として選定した
2	緊急工事	災害応急工事等緊急を有する工事なので選定した
3	災害復旧工事 (範囲外対応)	応急工事以外の災害復旧工事で、入札参加可能範囲外から選定した
4	特別事情による業者不足 (範囲外対応)	特別の事情により、指名対象業者の所在地が限定され、その地域内に入札参加可能範囲内の業者が不足又はいないので、入札参加可能範囲外から選定した
5	当該建築物関連業者	建築物に係る補修工事(附帯する設備工事を含む)で、当該建築物の施工等に関連のある業者なので選定した
6	一般的工事	一般的な工事なので、前記1~5までに該当する者以外の者を選定した
⑦	単独随意契約	単独随意契約の相手方として選定した
8	新規事業	新規事業であるが、施工能力があると認めたため選定した
9	その他	

随意契約とする理由

番号	表 示 項 目	選 定 理 由
1	特殊工事	特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事
2	緊急工事	災害又は施設等の緊急復旧等、緊急に施工が必要な工事
3	継続工事	前工事に引き続き施工される工事で、工期の短縮、経費の節減等が確保できる等有利と認められる工事
4	他発注者との交錯工事	他の発注者の施工中の工事と交錯する工事で、当該施工者に施工させた場合、工期の短縮、経費の節減等が確保できる等有利と認められる工事
⑤	その他	上記工事にあてはまらない工事 (森林経営管理制度に基づき事業完了後においても施工地の継続的な管理が必要となる工事)

※ 様式第3については、表面が入札(見積)執行調書、裏面が指名理由、随意契約とする理由書として両面刷りで使用することとする。